

プラスチックごみ削減啓発ポスター作成業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領に定める公募型プロポーザルは、プラスチックごみ削減啓発ポスターを作成するにあたり、広く企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務委託の受託候補者として選定することを目的として実施するものである。

2 業務概要

(1) 業務名

プラスチックごみ削減啓発ポスター作成業務委託

(2) 業務内容

別添「プラスチックごみ削減啓発ポスター作成業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和5年9月29日(金)までとする。

(4) 委託費

本業務にかかる委託費の上限は、357,500円（消費税および地方消費税を含む。）とする。

3 参加資格要件

本業務に係る企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

(1) 秋田市内に事業所(本社、支社、支店又は営業所等)を有する法人であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

(4) 市税の滞納がないこと。

(5) 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団および暴力団員に該当しない者であることならびにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。

4 本件に対する質疑

(1) 本件に関する質疑は、質問票（様式第1号）により受け付けるものとする。

(2) 受付は、令和5年5月19日（金）から同月31日（水）午後5時まで（必着）とし、電子メールにより秋田市環境部環境都市推進課へ提出すること。

電子メール：ro-evcp@city.akita.lg.jp

(3) 提出された質疑に対する回答は、令和5年6月2日（金）までに電子メールで、質問者に回答する。なお、質問と回答は、秋田市ホームページで公開するものとする。

5 参加方法

本企画提案に参加しようとする者は、次に定めるところにより参加表明書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 公募型プロポーザル参加表明書（様式第2号）

イ 会社パンフレット

※ない場合は、会社名、所在地、業務概要、会社設立年月日などを記載したもの（A4版）を提出すること。

ウ 誓約書（様式第3号）

エ 市税の納付書の写し又は未納がない旨の証明書（写し可）

※全ての税目にかかる令和4年度分、および5年度分のうち納付期限が到来しているもの。納税証明書を提出する場合は、提出日前2か月以内に発行されたもの

(2) 提出期限

令和5年6月6日（火）正午までに秋田市環境部環境都市推進課に持参すること。

(3) 受付時間

平日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 参加可否の通知

企画提案の参加可否は、提出書類に基づき審査の上決定し、令和5年6月12日（月）までに電子メールで通知する。なお、参加資格を満たさない者には、その理由を付して通知する。

6 企画提案書類の提出

企画提案に参加する事業者は、企画提案書類を次により提出すること。

(1) 企画提案に必要な書類

ア ポスターデザイン案

(ア) 1事業者最大2案までとする。

(イ) できる限り完成イメージに近いものを、A3用紙全体に出力し提出すること。

イ 企画提案概要

ポスターデザイン案のテーマやコンセプト等を記載すること。様式は自由、ただしA4版片面とする。なお、ポスターデザイン案を2案提出した場合は、1案ごとに提出すること。

ウ 業務実施体制

従事者の役割分担、市と提案者との連絡体制等を記載すること。様式は自由、ただしA4版とする。

エ 業務参考見積（金額は税込み）

様式は自由、ただしA4版とする。

(2) 提出部数

正本1部 副本8部

企業名の記載等は正本のみに行い、副本については提出者を特定することができる内容（具体的な会社名や記号等）を記載しないこと。

(3) 提出期限

令和5年6月27日(火)午後5時までに秋田市環境部環境都市推進課に持参すること。

(4) 受付時間

平日の午前9時から午後5時までとする。

7 企画提案のプレゼンテーションおよびヒアリング

プレゼンテーションおよびヒアリングは、次により行う。なおプレゼンテーションはポスター1案ごとに5分以内とし、その後、審査委員からのヒアリング(質問など)を行う。

(1) 開催日時（予定）

令和5年6月30日（金）午後1時30分から

(2) 開催場所

中央市民サービスセンター洋室2・3（秋田市役所3階）

(3) 内容

6により提出済みのポスターデザイン案や企画提案概要について説明を行うこと。なお、機材の持ち込みや新たな資料の提出は認めない。

(4) その他

集合時間、場所等については、後日連絡する。

8 受託候補者の選定

- (1) 参加者からの企画提案書類に基づき、プラスチックごみ削減啓発ポスター作成業務委託公募型プロポーザル審査委員会において審査する。
- (2) 評価項目および評価点などについては、別紙「プラスチックごみ削減啓発ポスター作成業務委託公募型プロポーザル審査表」のとおりとする。
- (3) 参加者がポスターデザイン案を2案提出した場合は、1案ごとに評価を行い、評価点の総合計が高い方を参加者の企画提案とする。
- (4) 評価点の総合計が最も高い者を受託候補者に選定する。また、2番目に高い者を次点候補者に選定することとし、受託候補者が辞退した場合や契約締結の交渉が不調のときは、次点候補者を受託候補者として繰り上げることとする。
- (5) 評価点の平均が基準点（60点）を下回った場合は、総合計が最も高い者であっても受託候補者に選定しないものとする。評価点の平均は、総合計を審査員数で除した点数とする。
- (6) 評価点の総合計が最も高い者が同点の場合は、審査委員の協議により受託候補者を選定することとする。
- (7) 参加者が1者であった場合も、審査により受託候補者を決定する。
- (8) 選定結果は、参加者に対し、書面により通知する。
- (9) 受託候補者の決定後、選定結果、各提案者（選定されなかった者については会社名を除く。）の順位、評価点など選定の経過について、秋田市ホームページで公表する。

9 受託候補者に選定されなかった者への理由の説明

受託候補者に選定されなかった者は、通知をした日の翌日から起算して、5日以内（休日を除く。）に、次に定めるところにより、非選定理由について説明を求めることができる。回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して、5日以内（休日を除く。）に、書面により通知する。

- (1) 提出様式
様式自由、ただしA4版とする。
- (2) 提出場所
秋田市環境部環境都市推進課
- (3) 受付時間
午前9時から午後5時まで

10 契約の締結

8により選定した者と契約の交渉を行う。交渉が不調のときは、次点候補者と契約の交渉を行う。

11 企画提案書類の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書類を無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類の記載に虚偽があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合

12 その他

- (1) 本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案は未発表のものであると同時に、他社の著作権を侵害するものでないこと。著作権侵害が明らかな場合は、審査対象としないほか、決定後に疑義が発覚した場合には、全て参加者の責任とし、審査結果の発表後であっても取り消す場合がある。
- (3) 参加表明書等および企画提案書類は、返却しない。
- (4) 参加表明書等および企画提案書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (5) 参加表明書等および企画提案書類は、秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (6) 市は業者選定後、受託候補者の企画提案内容に拘束されない。

13 本件に関する問合せ先

秋田市環境部環境都市推進課

ごみ減量推進担当

電 話 018-888-5708

F A X 018-888-5707

E-mail ro-evcp@city.akita.lg.jp